

岩手県告示第530号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行う。

令和7年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

（1） 日時 令和7年11月14日（金）午前10時から正午まで

（2） 場所 盛岡市内丸11番1号 岩手県盛岡地区合同庁舎8階大会議室

2 受験手続 受験願書を令和7年9月22日（月）から同年10月10日（金）までに岩手県環境生活部環境保全課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県環境生活部環境保全課に問い合わせること。